平成２２年（フ）第４００号
香川県木田郡三木町大字田中94番地３リッチハイツＤ―102
債務者　右城　昭美
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３６５号
茨城県石岡市鹿の子２丁目13番37―304号、県営石岡鹿の子アパート４号棟304号
債務者　小野　和美（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２８０３号
名古屋市中川区西伏屋２丁目1304番地　グリーンウインドオオギ502号
債務者　石平　　豊
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９７号
北海道小樽市高島５丁目９番211号
債務者　藤島久美子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２４０号
北海道苫小牧市東開町４丁目１番５―504号
債務者　滝田　浩人
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２４５号
北海道苫小牧市明徳町２丁目５番17号
債務者　小林　昭男
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２５５号
北海道苫小牧市拓勇西町２丁目12番地の８　アバロンライブ201号
債務者　加藤　　仁
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１３５０号
宮城県黒川郡大和町宮床字西ノ原２番地
債務者　鈴木　勝俊
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５１号
仙台市青葉区川平５丁目７番１号　パルメゾン川平301
債務者　鈴木　　崇
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５２号
仙台市宮城野区平成２丁目６番27号
債務者　太田　好美
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０２号
宮城県黒川郡大郷町東成田字上板谷14番地
債務者　殘間　真紀（旧姓今野）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２３号
仙台市青葉区高松２丁目13番35号
債務者　芳賀　　進
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２８号
仙台市青葉区支倉町４番31―401号
債務者　斎藤　政人
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７５号
仙台市若林区荒井字押口132番地の１　ネオハイツ六丁の目南107
債務者　佐藤　知子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２７号
仙台市青葉区宮町４丁目５番25号　北五荘103
債務者　佐藤美紀子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２９号
仙台市太白区長町２丁目10番３―405号
債務者　菅原　朋子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２２６号
宮城県加美郡色麻町四竈字東原128番地１
債務者　鈴木　豊志
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係